

土地区画整理事業の状況について

令和6年度も都市計画道路環状線の供用開始に向け、引き続き跨線橋や国道247号浜田町一丁目交差点周辺の嵩上工事等を実施してまいります。工事に伴う交通規制の情報は、市のホームページ（右記QRコード参照）に掲載しております。工事の進捗に伴い交通規制の変更が生じますが、何卒ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

～最新工事情報～

交通規制について
随時更新いたします
ので、ご覧ください。



令和6年度 工事箇所図

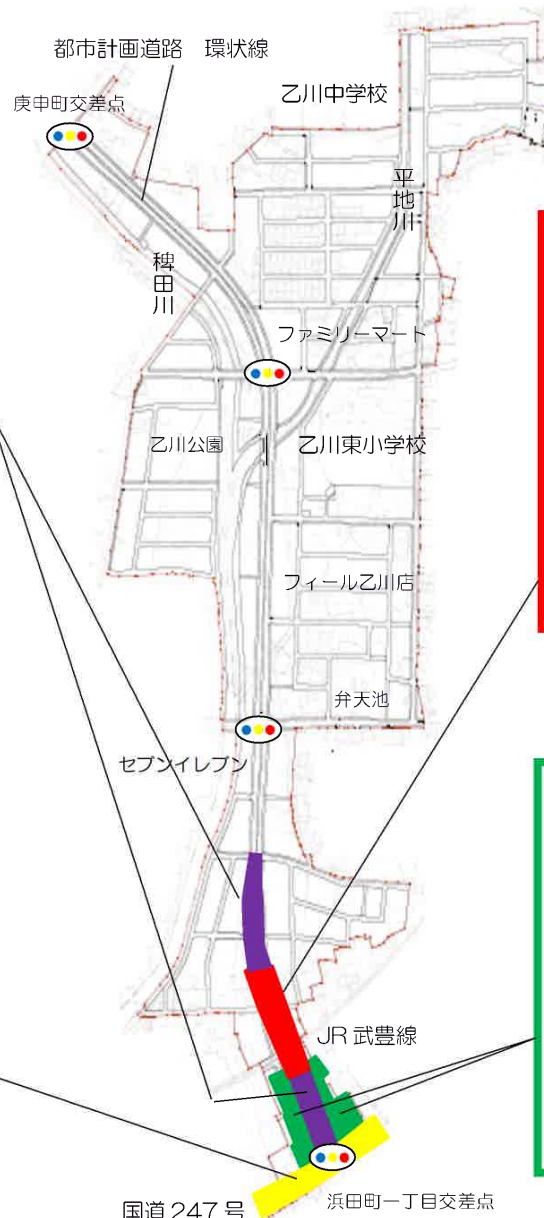
環状線整備

環状線の4車線化工事等を行います。



国道整備

国道247号の嵩上工事を行います。



跨線橋整備

跨線橋の整備を進めます。

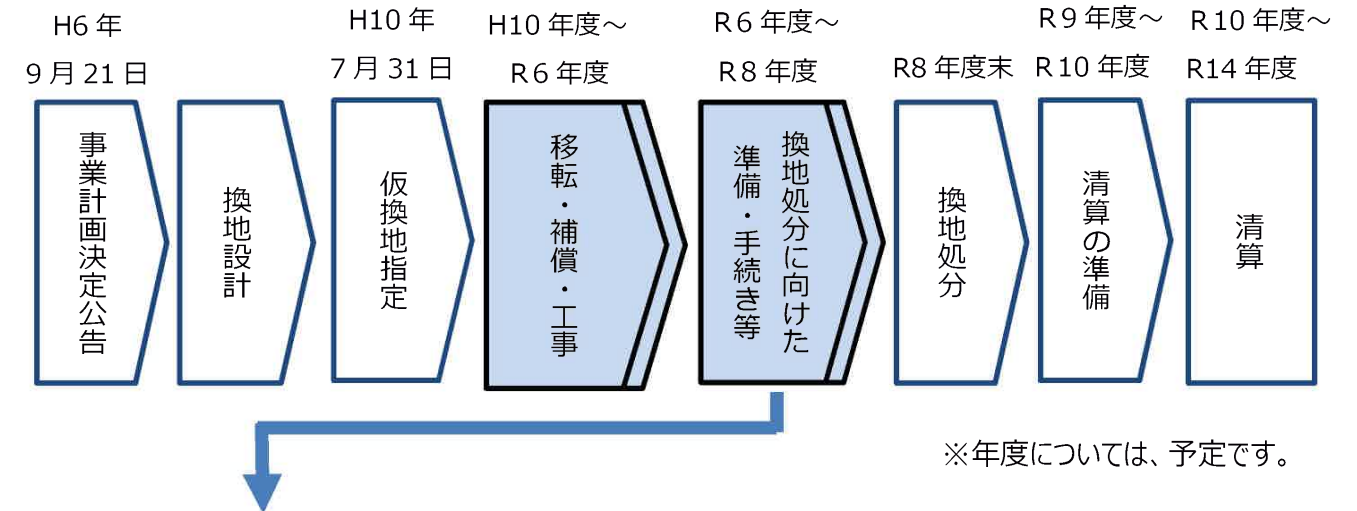


宅地造成

宅地造成工事を行います。



今後のスケジュールについて



～出来形確認測量について～

宅地造成や区画整理事工が完了した街区や換地処分後の土地について、位置、形状及び土地の面積を確定します。

この出来形確認測量により確定する地積と、換地処分後の土地の地積との間で誤差が生じる場合がありますが、この誤差につきましては、換地処分後に行う清算にて徴収又は交付で対応させていただきます。

～町丁目界変更について～

町丁目界が従前のままであると、宅地内に町丁目界が存在するなど皆様の生活に支障をきたすことになります。

このため、整備された街区と整合させて町丁目界を変更します。この変更につきましては、令和6年度に検討をしてまいります。

～換地計画の作成・決定について～（土地区画整理法 第86条・第87条）

新しい宅地や道路、公園などが最終的にどうなるかを定めた「換地計画」を作成します。

この換地計画では、従前の土地と換地処分後の土地の関係をまとめ、その後、地権者の皆様に縦覧をさせていただきます。

～換地処分について～（土地区画整理法 第103条・第104条）

区画整理事業の工事完了後、最終段階で行われる行政処分です。

換地処分により、登記住所が従前の土地から換地処分後の土地に移り、所有権の移転が完了することとなります。